

2020 あぶロマツアー! 夏&星空 8/22(土)・23(日)



参加料6,000円
(宿泊費込・税込)

POINT 1 星空と天文

あぶロマで自慢の星空観察と話題最新の天文講座に加え、プラネタリウム上映、飯館村電波望遠鏡の見学もします。



POINT 2 バーベキュー

新鮮お野菜に美味しいお肉、炭火で焼いてお召し上がりください。夏の夕暮れにランタンを灯していただきます。



POINT 3 木工体験

自然の中にある材料を使って、思い出の一品を作ってみましょう。楽しい作業に夢中になれますよ。



■ 宿泊

宿泊体験館きこり

〒960-1802 福島県相馬郡飯館村深谷市沢166-6

Tel.0244-42-1012

(電話受付 午前9時～午後6時)

■ タイムスケジュール ※天候等により変更あり

■ 8月22日(土)

10:45 JR 福島駅西口バスお迎え
12:00 「きこり」にて、昼食とミーティング
※現地集合はここで合流します
13:30 プラネタリウム
15:00 天文講座
17:00 BBQ
18:30 入浴
19:30 星空観測

■ 8月23日(日)

6:00 里山散策
7:00 朝食・チェックアウト
8:00 電波望遠鏡見学 (バス移動)
9:30 木工体験
11:30 昼食と閉会式
13:30 解散/JR 福島駅行きバス出発
※道の駅までい館経由
15:30 JR 福島駅到着予定

新型コロナウイルス感染防止対策として体温測定やアルコール消毒をおこない、三密を避けたプログラムとします。

◎添乗員同行: なし ◎最小催行人数: 5人 ◎申し込み締め切り: 2020年8月5日

◎お申込は、裏面の申込書により FAXでお申込みください。

あぶロマとは?

国道399号線でつながる5市町村の協議会「あぶくまロマンチック街道構想推進協議会」です。ふるさとの味をこつこつ守っています。

<https://abukuma-r.jp>

2020 あぶロマツアー！ 夏&星空

参加申込書

申込締切：2020年8月5日

FAX：0247-73-8098

2020 あぶロマツアー！ 夏&星空

日 時 2020年8月22日～23日（1泊2日）

参 加 料 6,000円（宿泊費含み、食材費・材料費として当日集金します）

募集人数 10名

集合場所 ①JR 福島駅西口バスターミナル（無料送迎バス利用）

①②いずれか ②宿泊体験館きこり（福島県相馬郡飯館村深谷市沢166-6）

（ふりがな） お名前		生年月日	西暦 年 月 日	性別	
ご住所	〒				
ご連絡先	連絡のとれる電話番号をお願いします。				
集合場所	・ ①JR 福島駅西口バスターミナル ・ ②宿泊体験館きこり どちらかに○をつけてください				
いっしょにご参加の方のお名前	それぞれお申し込みが必要です				

※申込み先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。申込み受付については、申込書到着後数日中に連絡いたします。

○添乗員：同行しません。

○募集人数：10名

○最少催行人員：5名

最少催行人員に満たない場合、旅行を中止する場合がありますので、予めご了承下さい。

○申込締切：2020年8月5日（水）

申込先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。

○ツアーに含まれるお食事：

1日目の 昼食・夕食

2日目の 朝食・昼食

○持物と服装：早朝散歩、夜の活動に適した汚れてもよい服装をご用意ください。カッパなどの雨具、マスクもご用意ください。

○申込方法：ご旅行のお申込はFAXでのみ受付いたします。

受付後、詳しい旅行条件を記した文書をお送りします。

○参加人数により相部屋になる場合があります。

＜お申込・旅行企画・実施＞

福島県知事登録旅行業 第2-349号 全国旅行業協会（ANTA）会員

株式会社サンプラザ観光 TEL：0247-73-8097

（担当：先崎 教一郎） FAX：0247-73-8098

営業時間：10:00～19:00

〒963-4312 福島県田村市船引町船引字原田9（ふねひきパーク2階）

総合旅行業務取扱主任者 先崎教一郎（合格番号03-2235）

＜協力＞

あぶくまロマンチック街道構想推進協議会

福島県、飯館村、浪江町、葛尾村、田村市、川内村

※このプログラムは（一財）国土計画協会が主催する「高速道路利用・観光・地域連携推進プラン」の支援金を活用しています。

国内募集型企画旅行条件書

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社サンプラザ観光（以下「当社」といいます）が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

(2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受け

ます。

(3) 契約の内容・条件は本旅行条件書に、その他、募集パンフレット、出発前にお渡しする旅行日程表と称する確定書面（以下「旅行日程表」といいます）及び当社の「旅行業務約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」といいます）によります。

2. お申込み方法と契約の成立

(1) 当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表を定めた時は、その方が旅行契約のお申し込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているもの（契約責任者）となし、その団体に属する旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行うことができます。

<1> 契約責任者は当社が定める日までに締結者の名簿を当社に提出しなければなりません。

<2> 当社は契約責任者が締結者に対して負う債務、義務については何らの責任を負いません。

<3> 当社は、契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(2) 所定の申込書（以下「申込書」といいます）に所定の記載事項を記入し、お申込んだときは、お申込みは、ありません。

(3) お申込みは、ありません。

(4) お申込み条件

(1) 20歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者と一緒に申込ください。

(2) 特定旅行客を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。

<3> <1> 慢性疾患をお持ちの方、<2> 現在健康を損なっている方、<3> 妊娠中の方、<4> 障害をお持ちの方、<5> 補助犬使用の方などで、特別な措置が必要とする方は、その旨を旅行申込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様の安全のために特別な措置に要する費用はお客様負担とします。なお、この場合、当社は医師の診断書を提出していただく場合があります。

当社は、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、お客様の負担で介護者、同伴者の同行などを条件とさせていただきますが、コースの一部について内容を変更させていただく、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めする、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(4) 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は(1)(2)はお申込みの日から、(3)は、お申込みの日から、原則として5日以内にご連絡いたします。

(5) お客様がご旅行中に疾病、障害その他の理由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

(6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。

(7) お客様は旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動する時は、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(8) その他当社の業務上の都合がある際は、ご参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面及び旅行日程表

(1) 本旅行条件書は契約書の一部となります。

(2) 当社はお客様に集合時間・場所、利用運送機関等に関する確定情報に記載した旅行日程表を予め募集パンフレット等の契約書面に記載したものを除き、遅くとも旅行開始日の前日までにお交付します。

(3) 当社が手配し、旅程を管理する業務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)による当該契約書面及び本項(2)における旅行日程表に記載するところに特定さ

れます。

5. 旅行代金に含まれないもの

(1) 自宅から集合地・解散地までの交通費、宿泊費等

6. 旅行代金の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、官公署の命令等、当社の関与しない事由が生じたことにより募集パンフレット等に記載した旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を取り止めるか、又はお客様に予め速やかに当該理由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし緊急の場合においてやむをえない時は、変更後に理由を説明いたします。

7. お客様による旅行契約の解除・払い戻し

(1) お客様はいつでも旅行契約を解除することができます。なお、変更取り消しの申し出は、当社の営業時間内のみお受けいたします。（当社の営業日・営業時間連絡先は、お客様自身でも申込み時点で必ずご確認ください。）

(2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

<1> 契約内容が下記に示すような重要な変更が行われたとき。

1. 旅行開始日または旅行終了日の変更

<2> 天災地変、暴動、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

<3> 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

8. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

<1> お客様が当社が予め明示した性別、年齢、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

<2> お客様が病氣、必要な介護者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

<3> お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。

<4> お客様が契約内容に關し、合理的範囲を超える負担を求めたとき。

<5> お客様の申込みが、募集パンフレット等の契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

<6> 天災地変、暴動、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じたことにより、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の、安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが大きいとき。

9. 旅行開始後、集合時間を超えても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合、権利放棄とみなします。

10. 添乗員

(1) 添乗員は同行いたしません。

10. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか当社では、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

11. その他

(1) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

(2) この書面及び募集パンフレットに定めのない事項は、当社旅行業務約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業務約款をご希望の方は当社にご請求下さい。

12. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日は、2020年7月15日となります。